

資産等公開審査会 会議概要

- 件名／資産等公開審査会
- 日時／平成31年2月15日（金）13：30～14：30
- 場所／我孫子市議会棟 第1委員会室
- 出席者／宇田哲也委員、田中晋委員、根本貢一委員、川嶋美知子委員
（欠席：関根秀子委員）
事務局・秘書広報課／飯田参事兼秘書広報課長、海老原秘書広報課
主幹、高見澤秘書広報課主幹
- 傍聴人／1名（公開時）
- 議題／会長の選任について（公開）
傍聴要領について（公開）
資産等公開審査会申出書の審査について（非公開）
- 内容／・宇田哲也委員が全会一致で会長に選任された。
 - ・傍聴要領について、事務局から説明を行った。
 - ・政治倫理の確立のための我孫子市長の資産等の公開に関する条例に基づき、市長から提出された資産等報告書及び資産等補充報告書等に対し、下記の審査申出要旨4点について審査の申出があったことから、市長が所有する確定申告書や不動産取引に係る契約関係書類等を確認するなど審査会委員により審査が行われた。

■ 審査申出に係る審査結果の概要

【審査申出要旨】

不動産登記簿上に市長が所有者として登記されている我孫子市中里字西山畑7番地3、8番地5、家屋番号7番3の建物があります。この建物の記載が資産等報告書になく記載漏れではないかと思われま

【審査結果】

提出された資産等審査申出に係る収用証明書、土地売買契約書、補償契約書など関係書類を確認したところ家屋番号7番3の建物の所有はありませんでした。したがって、資産等報告書に記載漏れはありませんでした。

ただし、市民から審査申出のあった家屋番号7番3の建物の登記については、平成20年の収用による千葉県への土地売却時に「取り壊し又は除去をしなければならなくなった資産」であり、既に所有しているものではありませんが、法務局の登記簿から建物がなくなったことを登記する「建

物滅失登記」の手続き漏れであるため、速やかに法務局に届出を行ってください。

【審査申出要旨】

印旛郡栄町安食台4丁目28番5号の土地建物が今回の資産等報告書に記載がなくなりました。不動産登記簿謄本で確認したところ平成20年12月19日売買により所有権移転登記がありました。21年4月16日付所得等報告書には我孫子市中里の土地売却の記載のみあり、安食台の土地建物の記載がありませんが記載漏れではないでしょうか。なお、記載欄は譲渡所得欄ではなく一時所得欄になっていますが、これで間違いないのか確認をお願いいたします。

【審査結果】

該当年分の確定申告書類等を確認審査した結果、正しく申告がなされており、指摘する事項はありませんでした。

このことについて、印旛郡栄町安食台4丁目28番5号の土地建物売却については、自己の居住用財産の譲渡により譲渡所得に損失額が発生していました。

また、我孫子市中里7番3、8番5の土地の譲渡については、収用による租税特別措置法第33条の4の適用を受けていることを確認しました。

譲渡所得の算出において、租税特別措置法第33条の4の適用による特別控除及び損失額分の損益通算が行われた結果、所得税が課される譲渡所得がなくなったことにより、所得等報告書に記載する譲渡所得がないことを確認しました。

さらに、一時所得については、中里の土地売却に関わる移転雑費等の所得を記載したものであり、誤りがないことを確認しました。

【審査申出要旨】（平成30年12月27日付け申出書）

我孫子市中里字西山畑7番3の土地の記載が今回の資産等報告書に記載がなくなりました。不動産登記簿謄本で確認したところ平成21年6月23日売買で平成21年7月23日に所有権移転登記がありました。平成22年4月15日付所得等報告書には譲渡所得欄に記載がありませんが譲渡所得の記載は不要でしょうか。

【審査結果】

該当年分の確定申告書類等を確認審査した結果、正しく申告がなされており、指摘する事項はありませんでした。

このことについて、中里字西山畑7番3の土地売却については平成20年に適用を受けた租税特別措置法第33条の4による特別控除とは異なる租税特別措置法第34条の2による控除の適用を受けています。その結果、所得等報告書に記載する譲渡所得がないことを確認しました。

【審査申出要旨】（平成30年12月28日付け申出書）

平成30年12月20日付で資産等補充報告書の様式相違があり資産等報告書に訂正する訂正届が作成されました。

これにより政治倫理の確立のための我孫子市長の資産等公開に関する条例第2条第1項に規定されている資産等報告書は作成されたことになりましたが、同時に同条例第2条第2項の資産等補充報告書が作成されていないこととなりました。

政治倫理の確立のための我孫子市長の資産等公開に関する条例によれば、市長選挙が実施された年には、任期開始日を基準とした「資産等報告書」と前年12月31日基準で作成される「資産等補充報告書」の両方が作成される定めと思われます。

市長選挙が実施される月によっては同時期に報告書が作成されるため重複して無駄のように見えます。しかし、資産計上の基準日が異なっており、どちらの報告書も作成を省略することはできないものと思われますので、この点の審査をお願いいたします。

【審査結果】

資産等報告書（基準日：平成27年1月25日）と資産等補充報告書（基準日：平成26年12月31日）の資産計上の基準日が異なることから、審査申出のとおり資産等補充報告書の作成を省略することはできないと解されるため、改めて平成26年12月31日基準日の資産等補充報告書の提出をしてください。

今後は、市長が作成しなければならない必要書類の提出漏れがないよう、事務局においてチェック体制を整えてください。

以上